

○国土交通省告示第五百四十三号

家賃債務保証業者登録規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和七年七月十八日

国土交通大臣 中野 洋昌

家賃債務保証業者登録規程の一部を改正する告示

家賃債務保証業者登録規程（平成二十九年国土交通省告示第八百九十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
(業務処理の原則) 第十一条 家賃債務保証業者は、賃借人その他の者の私生活若しくは業務の平穩を害するような言動をし、又はその権利利益を侵害することがないよう、適正にその業務を行わなければならない。 (契約締結前の書面の交付及び説明) 第十七条 家賃債務保証業者は、保証委託契約を締結しようとする場合には、当該保証委託契約を締結するまでに、その相手方となろうとする者に対し、次に掲げる事項を記載した書面を交付し、又はこれを記録した電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。)を提供して説明しなければならない。 一五 (略) 六 保証委託料(保証委託契約を更新する場合における料金を含む。以下同じ。) 七 十 (略) 十一 保証委託契約に関する相談又は苦情に応ずる者の氏名及び連絡先又は部署の名称及び連絡先 二・三 (略) (契約締結時の書面の交付) 第十八条 家賃債務保証業者は、保証委託契約を締結した場合には、その相手方に、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した書面を交付し、又はこれを記録した電磁的記録を提供しなければならない。次に掲げる事項を変更した場合においても、同様とする。 一十一 (略)	(業務処理の原則) 第十一条 家賃債務保証業者は、賃借人その他の者の権利利益を侵害することがないよう、適正にその業務を行わなければならない。 (契約締結前の書面の交付及び説明) 第十七条 家賃債務保証業者は、保証委託契約を締結しようとする場合には、当該保証委託契約を締結するまでに、その相手方となろうとする者に対し、次に掲げる事項を記載した書面を交付し、又はこれを記録した電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。)を提供して説明しなければならない。 一五 (略) 六 保証委託料(保証委託契約を更新する場合における料金を含む。次条第七号において同じ。) 七 十 (略) (新設) 二・三 (略) (契約締結時の書面の交付) 第十八条 家賃債務保証業者は、保証委託契約を締結した場合には、その相手方に、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した書面を交付し、又はこれを記録した電磁的記録を提供しなければならない。当該書面又は電磁的記録に記載した事項を変更したときも、同様とする。 一十一 (略)

十二 保証委託契約に関する相談又は苦情に応ずる者の氏名及び連絡先又は部署の名称及び連絡先

(求償権の行使時の書面の交付等)

第十九条 家賃債務保証業者は、賃借人又はその保証人（以下「賃借人等」という。）に対し、支払を催告するために書面を交付し、又はこれに代わる電磁的記録を提供するときは、これらに次に掲げる事項を記載し、又は記録しなければならない。

一 (略)

二 当該書面を交付し、若しくは電磁的記録を提供する者の氏名又は部署の名称

三・四 (略)

五 求償権の行使に関する相談又は苦情に応ずる者の氏名及び連絡先又は部署の名称及び連絡先

2 家賃債務保証業者は、求償権を行使するに当たり、賃借人等の請求があつたときは、前項各号に掲げる事項を記載した書面を交付し、又はこれを記録した電磁的記録を提供しなければならない。

3 家賃債務保証業者は、求償権を行使するに当たり、相手方の請求があつたときは、第一項各号（第二号を除く。）に掲げる事項及び当該求償権に基づく債権の回収を行う者の氏名又は部署の名称（相手方が賃借人等以外の者である場合にあっては、同項第三号及び第四号に掲げる事項を除く。）を、その相手方に明らかにしなければならない。

(求償権の譲渡の規制等)

第二十三条 (略)

2 家賃債務保証業者は、求償権の譲渡又は求償権に基づく債権の回収の委託（以下この項において「求償権譲渡等」という。）をしようとする場合において、その相手方が次の各号のいずれかに該当する者（以下この項において「債権回収制限者」という。）であることを知り、若しくは債権回収制限者であると疑うに足りる相当な理由があると

(新設)

(求償権の行使時の書面の交付等)

第十九条 家賃債務保証業者は、賃借人又はその保証人（第二十一条において「賃借人等」という。）に対し、支払を催告するために書面又はこれに代わる電磁的記録を送付するときは、これらに次に掲げる事項を記載し、又は記録しなければならない。

一 (略)

二 当該書面若しくは電磁的記録を送付する者の氏名又は部署の名称

三・四 (略)

(新設)

(新設)

2 前項に定めるもののほか、家賃債務保証業者は、求償権を行使するに当たり、相手方の請求があつたときは、当該家賃債務保証業者の商号、名称又は氏名及び当該求償権に基づく債権の回収を行う者の氏名を、その相手方に明らかにしなければならない。

(求償権の譲渡の規制等)

第二十三条 (略)

2 家賃債務保証業者は、求償権の譲渡又は求償権に基づく債権の回収の委託（以下この項において「求償権譲渡等」という。）をしようとする場合において、その相手方が次の各号のいずれかに該当する者（以下この項において「債権回収制限者」という。）であることを知り、若しくは債権回収制限者であると疑うに足りる相当な理由があると

認めるとき、又は当該求償権譲渡等の後、債権回収制限者が当該求償権について求償権譲渡等を受けることを知り、若しくは受けると疑うに足りる相当な理由があると認めるときは、当該求償権譲渡等をしてはならない。

一〇三 (略)

四 求償権に基づく債権の回収に当たり、相手方の私生活若しくは業務の平穩を害するような言動をし、又はその権利利益を侵害するおそれが明らかである者（前号に掲げる者を除く。）

(指導等)

第二十七条 国土交通大臣は、家賃債務保証業者が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該家賃債務保証業者に対し、その業務の適正な運営を確保するため、必要な指導、助言及び勧告をすることができる。

一 第七条第一項又は第二項、第十条から第十二条まで及び第十四条から第二十四条までの規定に違反したとき。

二〇四 (略)

2 (略)

別記様式第三号（第四条第二項第六号から第八号まで関係）

(略)

認めるとき、又は当該求償権譲渡等の後、債権回収制限者が当該求償権について求償権譲渡等を受けることを知り、若しくは受けると疑うに足りる相当な理由があると認めるときは、当該求償権譲渡等をしてはならない。

一〇三 (略)

(新設)

(指導等)

第二十七条 国土交通大臣は、家賃債務保証業者が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該家賃債務保証業者に対し、その業務の適正な運営を確保するため、必要な指導、助言及び勧告をすることができる。

一 第十条から第十二条まで及び第十四条から第二十四条までの規定に違反したとき。

二〇四 (略)

2 (略)

別記様式第三号（第四条第二項第六号から第八号まで関係）

(略)

(略)	(略)
1 ～ 3 (略)	(略)
<u>4</u> 報告時における苦情・相談発生時の体制等	1 ～ 3 (略)
(1) 苦情・相談担当部門	(新設)
担当部門名	
電話番号	
(2) 苦情・相談対応責任者	
役職名	
(略)	(略)

附 則

（施行期日）

- 1 この告示は、令和七年十月一日から施行する。

（経過措置）

- 2 この告示の施行前にされた家賃債務保証業者登録規程第四条第一項の登録の申請であつて、この告示の施行の際、国土交通大臣による登録をするかどうかの処分がなされていないものについての処分については、なお従前の例による。

- 3 この告示の施行の際現にあるこの告示による改正前の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕つて使用することができる。